

(案)

資料 1-2

令和 7 年 3 月 2 6 日

安城市長 三 星 元 人 様

安城市水道事業及び下水道事業審議会
会長

適正な水道料金のあり方について（答申）

令和 6 年 2 月 1 3 日付け 5 業務第 9 号で諮問のありました適正な水道料金のあり方について、本審議会において慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得ましたので答申します。

答 申 書

適正な水道料金のあり方について

令和 7 年 月 日

安城市水道事業及び下水道事業審議会

はじめに

水道事業は、市民生活に必要不可欠なライフラインの一つとして重要な役割を果たしており、将来にわたって安全・安心な水道水を低廉に供給することが求められる。

一方で、水道事業を取り巻く環境は、節水機器の普及や将来的な人口減少等、その経営環境は今後ますます厳しくなることが予測される。また、大規模災害の発生に備え、老朽化した施設及び設備の更新、耐震化等の対策は急務となっている。

このような中、安城市の水道料金は、平成13年4月に料金改定を行って以来、消費税率改定によるものを除き23年余り、実質的な値上げを行っておらず、今後も水道事業を安定的に運営していくためには、経営効率化に向けた取り組みに加えて、料金の見直しに向けた検討が避けられない状況となっている。

以上の状況を踏まえ、本審議会は令和6年2月13日、市長から「適正な水道料金のあり方について」の諮問を受け、5回にわたり慎重に審議を行った。

本答申は、昨今の水道事業を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後の事業計画、需要予測及び財政収支計画に基づき、今後も安城市が安全・安心な水を安定的に使用者に届けるために必要となる適正な水道料金のあり方について答申を行うものである。

本文

1 答申事項

(1) 料金算定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。

(2) 水道料金

平均改定率15%の改定が必要である。

基本料金は水道メーター口径に関わらず一律15%、水量料金は水量区分に関わらず一律15円の定額改定が望ましい。

給水の用途別の料金設定について、公衆浴場用は廃止することが妥当である。

(3) 料金表

基本料金（1か月、税抜き）

用途	メーター口径	料金
一般用 臨時用	13mm	690 円
	20mm	1,150 円
	25mm	2,880 円
	40mm	8,740 円
	50mm	14,030 円
	75mm	31,050 円
	100mm	57,500 円

水量料金（1か月、税抜き）

用途	水量区分	料金
一般用	1～10m ³	65 円
	11～20m ³	105 円
	21～30m ³	140 円
	31～50m ³	180 円
	51～100m ³	205 円
	101m ³ 以上	225 円
臨時用		295 円

2 答申に至った理由

- (1) 令和5年度に安城市水道事業経営戦略を改定後、県営水道料金の値上げ、原材料費やエネルギーコストの上昇などの外部要因が水道事業運営コストの上昇を引き起こした。加えて、人口減少による水道料金収入の推計見直しも必要となるなど、経営環境が変化している。
- (2) 令和6年能登半島地震後、改めて水道施設の耐震化の必要性が高まり、主要な管路や病院・避難所への配水管路の耐震化と、全避難所への応急給水装置設置を優先的に進めることとなった。これらの整備には、料金算定期間の投資額を試算すると約90億円が必要と見込まれるが、その効果は将来世代にも及ぶため、企業債発行額を見直したうえで必要な経費を水道料金に反映させることが妥当である。
- (3) 料金算定期間において、料金の安定性と、原価把握の妥当性等を踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間とした。令和5年度に改定した現行経営戦略の財政計画では、非常時においても事業継続を可能とするための目標である資金残高25億円以上を確保するには、料金算定期間内に平均15%の料金改定が必要とされる。
- (4) 水道料金で賄うべき原価について、固定的に発生する費用は基本料金として、変動的に発生する費用は水量料金として回収する考えに基づく場合、本市の基本料金の収入割合は、公益社団法人日本水道協会が発行している水道料金算定要領（以下「要領」という。）を基に算出したものよりも高い。料金収入の安定を図るために、基本料金の割合を一定に保つことが経営の安定性の観点から望ましい。したがって、基本料金と水量料金の収入割合の現状維持が望ましい。
- (5) 給水の用途区分のうち、公衆浴場用は現在使用実績がなく今後も使用が見込まれないため、廃止が妥当とされる。
- (6) 基本料金は要領に基づく料金及び近隣自治体の平均値と比較して大きな乖離は認められなかったため、定率改定することとする。一方、水量料金については、要領においては均一型が原則であるが、現行の逡増型の料金体系から一度に均一型にすると急激な変化をもたらす、一般家庭への負担が大きいことから、現行の料金体系を基に、定額改定することで逡増度を緩和する方針で見直す。

以上のことから基本料金を定率改定、水量料金を定額改定し、給水の用途区分である公衆浴場用は廃止することとする。また、今後も引き続き経営改善の取組を進めつつ、水道料金のあり方についても環境変化を捉えたうえで検討を行っていく必要がある。

3 附帯意見

(1) 経営戦略の改定

現行経営戦略は令和5年度に改定されたものであるが、能登半島地震を契機に耐震工事等の計画見直し、県営水道料金の連続的な値上げ等、安城市の水道事業の今後の見直しを見直す重要な変化があったことから、その収支計画等の見直しを行うべきである。また、今後は、国が進める上下水道一体の取組を検討していただきたい。

(2) 一層の経営改善に向けた取り組み

給水人口の減少や県営水道料金の値上げ改定、物価上昇等、安城市の水道事業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあるといえる。こうした状況を踏まえ、施設の統廃合、業務の見直し、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用等、経営改善に向けた一層の取組を進めていくべきである。

(3) 今後の料金改定

今回の水道料金改定については、料金算定期間を令和8年度から令和11年度までに設定し検討を行ったものであるが、今後も、給水人口の減少等に伴う給水収益の減少や物価上昇等が予測されることから、水道料金のあり方についても、環境変化を的確に捉えたうえで、継続的に検討を行っていくべきである。

(4) 料金改定に関する利用者への十分な説明

今回水道料金の改定が必要となった経緯、更には今回検討した料金算定期間以後の見直しについても、適時に、分かりやすく使用者に周知するべきである。また、将来を担う世代にも身近な水道に関心をもってもらいたくための説明は今後も引き続き行うべきである。加えて、料金改定が必要となった背景については、県営水道料金の値上げや物価上昇等だけではなく、災害時においても安定的に水を使用者に供給するための投資に係る費用を賄うという側面もあるため、料金負担という形で使用者に支えられることによって、安城市の水道がより安定的なものになるという前向きなメッセージを発信していただきたい。

【審議経過】

本審議会では「適正な水道料金のあり方について」、令和８年度以降の水道事業計画、財政収支計画、県内各市の状況など、本市の水道事業を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、慎重に検討した。

開催日	審議内容等
第１回 令和６年 ６月２５日	○水道事業の経営を取り巻く環境の変化 ○環境変化を踏まえた収支見通しについて
第２回 令和６年 ７月２２日	○水道料金改定の必要性について ○投資費用の見直しについて ○水道料金設定の基本的な考え方 ・算定期間を令和８年度から令和１１年度までとした ○適正な水道料金の検討 ・経営戦略で定める目標値を達成する水準で料金改定率を検討
第３回 令和６年 １０月７日	○経営戦略からの変更点について ○今後必要となる投資について ・避難所管路の耐震化を令和１７年度に完了するための令和８年度から令和１１年度までに必要な投資額は約９０億円とした ○投資計画を踏まえた料金改定率について ・料金改定率の案を１５％とした
第４回 令和６年 １１月１８日	○水道料金体系の基本的な考え方について ○現行水道料金体系の分析について ・給水の用途区分のうち、公衆浴場用を廃止することとした ○水道料金体系案について ・水道料金体系を３案提示し、検討した
第５回 令和７年 １月２２日	○料金体系案について ・水道料金体系を基本料金は一律１５％の定率改定、水量料金は一律１５円の定額改定とした ○答申案の審議